



## 目次

- 背景
- 法令の概要およびその適用範囲
- 定量的排出量開示 (SB-253)
- 定性的気候リスク開示 (SB-261)
- タイムライン例
- モニタリングおよびコンプライアンス
- その他の開示規則との関係
- 企業の考慮事項
- その他のリソース
- 連絡先

## #DeloitteESGNow—カリフォルニア州の気候関連法による影響の概要

### 背景

2023年10月7日、カリフォルニア州知事Gavin Newsomは、カリフォルニア州で事業を行う特定の米国の公開会社および非公開会社に対し、定量的および定性的な気候情報の開示を一括して義務付ける2つの州議会法案に署名しました。法案SB-253-企業気候データ説明責任法および、SB-261-温室効果ガス：気候関連財務リスクは、米国における温室効果ガス (GHG) 排出量と気候リスクの企業報告を義務付ける、米国初の業界横断の規制を制定します。これらの法案は、いくつかの重要な点でSEC<sup>1</sup>が提案した気候規制の範囲を超えています。これらの2つの法案は、米国に拠点を置く公開会社と非公開会社の両方に適用され、2年間の総売上高に応じて適用対象が異なります。さらに、法案の対象となる企業は、重要性にかかわらずスコープ3のGHG排出量を開示するとともに、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量を報告初年度に限定的保証を受けなければなりません。

2030年以降、スコープ3のGHG排出量に対する限定的保証が必要になる可能性があります。

<sup>1</sup> SEC Proposed Rule Release No. 33-11042, The Enhancement and Standardization of Climate Related Disclosure for Investors。

<sup>2</sup> 両法案とも米国企業に適用されるが、用語が若干異なる。SB-253は「報告企業 (reporting entity)」を「この州の法律、合衆国の他の州の法律若しくはコロンビア特別区の法律又は合衆国議会の法律に基づいて設立された組合、会社、有限責任会社その他の事業体。」と定義し、SB-261は同様に「対象企業 (covered entity)」と定義します。ただし、保険業の会社は除きます。

<sup>3</sup> 米国経済分析局。

カリフォルニア州は人口と国内総生産の両方で全米最大の州であり、カリフォルニア州が国であれば、カリフォルニア州は世界第5位の経済大国となります<sup>3</sup>。米国の大企業の多くはカリフォルニア州で事業を展開しており、新法の適用範囲内に入る可能性があります。カリフォルニア州上院が実施したフロア分析に基づく<sup>4</sup>、約5,000社がGHG排出量と気候リスクの両方の開示を要求される可能性があり、さらに5,000社が定性的な気候リスクの開示のみを要求される可能性があります。一方または両方の法案の適用範囲内にある1万以上の企業の約80%は非公開会社であり、それ以外の場合はSECによる気候規制の対象とはなりません。

<p style="text-align: center;"><b>SB-253</b></p>	<p>SB-253は、『GHGプロトコル報告ガイダンス（GHG Protocol reporting guidance）』<sup>5</sup>を活用して、スコープ1、スコープ2、およびスコープ3のGHG排出量の定量情報を毎年開示するとともに、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量に対する限定的保証を受けることを、その適用対象企業に義務付ける。スコープ3のGHG排出量の開示、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量に対する合理的保証、およびスコープ3のGHG排出量に対する潜在的な限定的保証は、2027年から2030年の間に段階的に導入される（下記のタイムライン例を参照）。</p>
<p style="text-align: center;"><b>SB-261</b></p>	<p>SB-261は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）によって確立されたフレームワークと開示ガイダンスを活用して、企業に対し、気候関連の財務リスクとそのリスクを低減し、適応させるために取られた措置に関する2年ごとの定性的報告書の作成と、自社のウェブサイトでの公開を要求する。この定性的な報告に保証は必要ない。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が発行したIFRS®「サステナビリティ開示基準」を含む後継または同等の報告基準も、SB-261に基づく報告のための受け入れ可能な枠組みである。</p>

#### 法令の概要およびその適用範囲

SB-253とSB-261の組み合わせは、SECの気候変動に関する提案で要求される開示内容とほぼ同じ内容をカバーしています。しかし、カリフォルニア州の法律の適用は、米国に拠点を置く企業の年間総売上高に依存し、その企業が公開会社であるか非公開会社であるかは関係ありません。したがって、SECの提案する規則の下では対象とならない非公開会社であっても、収益基準（以下にて概説）を満たし、カリフォルニア州で事業を行っている場合には、カリフォルニア州の規則の下で開示を求められる可能性があります。法案は、「カリフォルニア州で事業を行う」が何を意味するのかを明確に定義していません。この用語の定義については、今後さらに明確になることが期待されています。しかし、カリフォルニア州税法の下でのこの概念に基づく、州内でビジネスを行うための敷居は非常に低いかもしれないという初期的な見立てがあります。さらに、両法案は米国に拠点を置く企業にも適用されます。米国以外の親会社については特別な例外規定がないため、要件を満たす米国に拠点を置く子会社を持つ外国企業は、デフォルトでこの法律の適用範囲内となります。同法案の収益基準を満たし、州内で売上、不動産、給与活動を行っている事業体は、税務顧問や法律顧問に相談し、新しい要求に従う必要があるかどうかを評価することを検討すべきです。

以下の表は、両法案の要求事項と適用可能性をまとめたものとなります。

<sup>4</sup> SB-253およびSB-261のフロア解析。

<sup>5</sup> GHGプロトコルは、世界資源研究所（World Resource Institute）と持続可能な開発のための世界経済人会議（World Business Council for Sustainable and Development）によって作成され、更新されました。

	SB-253	SB-261
	企業気候データ説明責任法	温室効果ガス：気候関連財務リスク
報告要件の概要	スコープ1、スコープ2、スコープ3のGHG排出量	当該リスクを軽減し、適応させるために企業が採用した措置
影響を受ける企業	米国の公開企業および非公開企業で、年間総売上高が10億ドルを超え、カリフォルニア州で事業を行っている企業	米国の公開企業および非公開企業（保険業界を除く）で、年間総売上高が5億ドルを超え、カリフォルニア州で事業を行っている企業
タイムラインと証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2026年以降:前年度のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示し、限定的保証を受ける</li> <li>・2027年以降:前年度のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示してから180日以内に、前年度のスコープ3の排出量を開示する（スコープ3については保証不要）</li> <li>・2030年以降:前年度のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示し、合理的保証を受ける; スコープ3排出量<sup>6</sup>、<sup>7</sup>について限定的保証を検討する</li> </ul>	2026年1月1日以前:気候リスク開示要求に基づく公開報告書の開示;証明要求なし
報告頻度	年に一度	2年に一度
報告場所	(規制当局が作成する) デジタルプラットフォーム上で公表する	企業のWebサイト
活用される既存の基準およびフレームワーク	GHGプロトコル	TCFD8
違反に対する罰則	違反した場合、報告年度に50万ドル以下の罰金が科せられる。	違反した場合、報告年度に5万ドル以下の罰金が科せられる。

6 2030年以降、企業は、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示時期に「可能な限り近い時期」にスコープ3のGHG排出量を開示を要求される可能性があります。ただし、カリフォルニア州大気資源局は、スコープ3のGHG排出量報告の現在の傾向に基づいて、2029年にこれを評価する予定です。

7 スコープ3の保証要件については2027年までに決定されます。

8 企業は、「同等の報告要求事項」(例えば、ISSBが発行するIFRSサステナビリティ開示基準)に従って報告することもできます。

### 定量的排出量開示 (SB-253)

SB-253では、カリフォルニア州で事業を展開し、前年度の年間総売上高が10億ドルを超える米国に拠点を置く企業（「報告企業」）は、GHGプロトコルによって提供されるガイダンスに従って、年間GHG排出量を開示することが求められます。SB-253は、事業とそのバリューチェーンによって発生する3つのタイプの排出量の報告を次のように規定しています。

- 「スコープ1排出量」とは、場所にかかわらず、報告企業が所有または直接管理する排出源に起因するすべての直接的な温室効果ガス排出量を意味する。これには、燃料燃焼活動を含むがそれに限定されない。
- 「スコープ2排出量」とは、場所にかかわらず、報告企業が購入または取得した消費電力、蒸気、暖房または冷房からの間接的な温室効果ガス排出量を意味する。
- 「スコープ3排出量」とは、報告企業が所有または直接管理していない排出源からの、スコープ2排出量以外の間接的な上流および下流の温室効果ガス排出量を意味し、購入した商品およびサービス、出張、従業員の通勤、販売された製品の加工および使用が含まれるが、これらに限定されない。スコープ3の排出量は、バリューチェーン内の企業からの一次排出量データを活用するか、業界平均や代用データなどの二次データを活用することによって計算することができる。

GHG排出量の報告は、独立した第三者保証の対象となります。スコープ1およびスコープ2のGHG排出量は、開示初年度の2026年から限定的保証（2025年度の活動に基づく）および2030年から合理的保証（2029年度の活動に基づく）の対象となります。スコープ3のGHG排出量開示は、2027年から（2026年度の活動に基づく）、報告企業のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量開示の180日後までに行う必要があります。スコープ3のGHG排出量は、2030年から限定的保証の対象となる可能性があります。カリフォルニア州大気資源局（CARB）は、2026年中のスコープ3排出量の第三者保証の動向をレビューおよび評価し、2027年1月1日までに、スコープ3のGHG排出開示に関する保証要件を確立するかどうかを決定する必要があります。

CARBは、2026年中の最初の年次報告期限を含め、2025年1月1日までに法案の要件を成文化するための規則を策定し、採択する職務を負っています。CARBは現在、2006年カリフォルニア州地球温暖化対策法（California Global Warming Solutions Act）（AB-32）に基づき、発電機、産業施設、燃料供給業者、電力輸入業者などの主要排出源からのGHG排出量（例えば、スコープ1の定常燃焼およびプロセス排出）に関する州の義務報告を監督しています<sup>9</sup>。非省略報告者の年次義務報告期限は4月10日であり、省略報告者の場合は6月1日です<sup>10</sup>。CARBはSB-253報告の年間期限を選択する際に、これらの日付を考慮することができます。

### 定性的気候リスク開示 (SB-261)

SB-261では、カリフォルニア州で事業を行い、前年度の年間総売上高が5億ドルを超える米国に拠点を置く企業（「対象企業」）は、隔年の気候リスク報告書を発行し、ウェブサイトで公開することが義務付けられています。また、この報告書は親会社レベルで連結されることがあります。親会社の子会社が対象企業に該当する場合は、別途報告書を作成する必要はありません。SB-261は、既に同様の気候リスク報告義務の対象となっている保険会社を除外しています。<sup>11</sup>

<sup>9</sup> 温室効果ガス排出報告義務 | カリフォルニア州大気資源局。

<sup>10</sup> 温室効果ガス報告義務—重要な日付と活動 | カリフォルニア州大気資源局。

<sup>11</sup> 2022年4月、全米保険監督官協会は、国際的に認められたTCFDと協力して、保険会社の気候関連リスクの報告に関する新しい基準を採択しました。

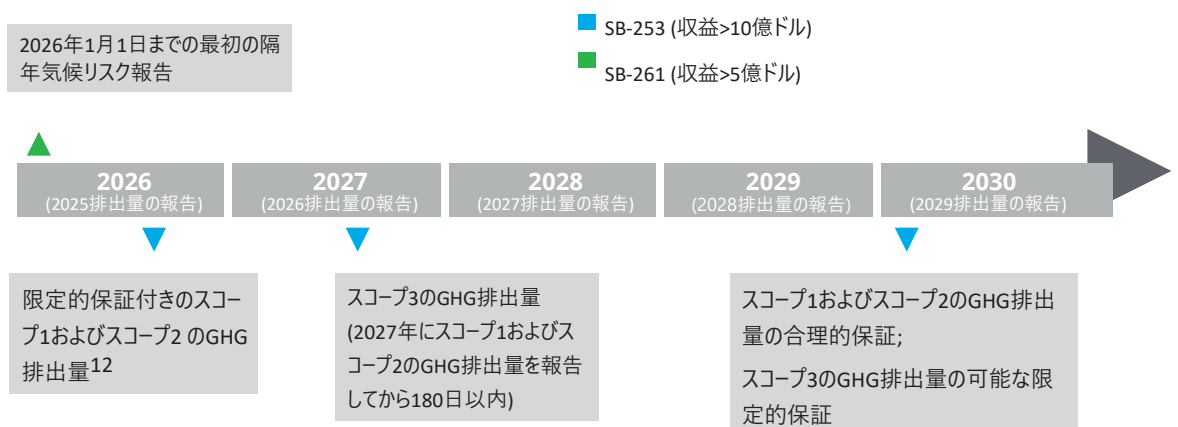
法案は、「気候関連の財務リスク」を次のように定義しています。

[A] 物理的・移行的リスクに起因する短期的・長期的な財務成果に悪影響を及ぼす重大なリスク。具体的には、企業運営、商品およびサービスの提供、サプライチェーン、従業員の健康および安全、資本および金融投資、機関投資、融資先および借入先の財務状態、株主価値、消費者需要、金融市場および経済の健全性などのリスクを含むがこれらに限定されない。

また、対象となる企業は、特定された気候リスクを軽減し、適応させるために実施している措置を開示しなければなりません。法案は、TCFDが公表した『気候関連財務情報開示タスクフォース提言の最終報告書』（2017年6月）のガイダンス、またはそれに代わる報告要求事項または同等の報告要求事項に従って、対象となる企業にリスク評価を組み立てることを求めています。ISSBが発行したIFRS サステナビリティ開示基準は同等の基準とみなされます。

### タイムライン例

以下のタイムラインは、両法案に基づく開示にかかる最初の要求事項の概要です。SECの提案や企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく欧州規制などの、他の気候情報開示規制とは異なり、カリフォルニア州の規則では、企業規模に基づいた適用の段階的導入は認められていません。SB-261に基づくTCFDリスク報告は2年ごとに、GHG排出量報告は毎年必要となります。



Newsom知事は、[SB-253](#)及び[SB-261](#)に署名した際に、法案の施行スケジュール（「実現不可能である可能性が高い」と述べました）と企業への財政的影響に関する懸念を表明しました。知事政権は、2024年にカリフォルニア州議会と協力してこれらの問題に対処します。

### モニタリングおよびコンプライアンス

両法案はCARBに対し、上記で概説した開示を要求し、コンプライアンスをモニタリングし、実施するために必要な規制を策定し、採択するよう命じています。この法律の適用範囲内にある企業は、実施および管理の費用を賄うためにCARBに年会費を支払う必要があります。会費は、各法案によって設定される専用基金を通じて管理されます。

<sup>12</sup> 報告日はCARBが決定します。

両法案において、モニタリングは以下のように外部機関によって実施されます。

SB-253	2027年7月1日以前に、CARBは「カリフォルニア大学、カリフォルニア州立大学、国立研究所、または他の同等の学術機関と契約し、報告企業が排出報告機関に提出した公開情報に関する報告書を作成するもの」であり、州のGHG排出量削減および気候目標の文脈で報告企業からのGHG排出量を強調しています。
SB-261	CARBは、非営利の気候報告組織と協力して、(1) 報告が不適切または不十分であることを特定し、(2) 産業別の気候関連の財務リスクをレビューし、(3) 州が直面している体系的およびセクター全体の気候関連の財務リスクを分析する報告書を2年ごとに作成します。

いずれの法案にも、コンプライアンス違反や報告が不十分な場合に罰則を科す仕組みが盛り込まれています。SB-253では、無申告、遅延申告、またはその他の要件を満たさない場合に、報告年度に最大50万ドルの罰金が課される可能性があります。2027年から2030年の間、スコープ3のGHG排出量開示に関連する罰則は、無申告の場合にのみ適用されます。SB-261の下では、報告書を公表しなかった場合、または不適切または不十分な報告書を公表した場合に、報告年度に最大5万ドルの罰金が課される可能性があります。CARBは、いずれの法案に基づく罰則を決定する際にも、過去および現在の規制の遵守状況、企業が遵守するために誠実な措置をとったかどうかなど、関連するすべての状況を考慮します。

#### その他の開示規則との関係

カリフォルニア州の気候変動法案は、SECが提案したり、外国の管轄区域で義務付けられている気候情報開示規制の影響を受けない多くの米国企業に適用されるため、注目されています。しかし、米国の上場企業や大規模な海外事業を展開する企業にとって、カリフォルニア州の法案は、気候情報の開示に関連する多くの世界的な要求事項のうちの2つにすぎません。幸いなことに、どちらの法案も既存の開示枠組みであるGHGプロトコルおよびTCFDを活用しています。TCFDは、SEC、ISSB、CSRDが提案または義務付けているものを含む、他の多くの気候関連の開示要件の基礎でもあります。したがって、企業は、カリフォルニア州での報告を含む複数の異なる開示目的のために、GHG排出量および気候リスク情報を利用できることが期待されます。

SB-253	温室効果ガス排出量の開示を義務付けているSB-253では、カリフォルニア州の排出量報告は「作業の重複を最小限に抑え、連邦政府が要求する報告書を含む他の国内および国際的な報告要求事項を満たすために作成された報告書を、[法案]のすべての要件を満たす限り、報告企業が排出報告機関に提出できるようにする」ように意図的に構成されていると規定しています。
SB-261	気候リスク報告を義務付けているSB-261は、企業がTCFDまたは同等の基準に沿って、自主的にまたは「規制された取引所、政府、またはその他の政府機関（米国政府が発行した法律または規則を含む）が発行する法律、規則、または上場要件に基づいて」公開可能な2年ごとの気候リスク報告書を作成すれば、法案の要件を満たすと明記しています。ISSBが発行したIFRSサステナビリティ開示基準は同等の基準とみなされます。

以下の表は、いくつかの特定の指標と規定について、それぞれの法案と、主要な気候開示規制案または最終的な気候開示規制案の3つをハイレベルで比較したものです<sup>13</sup>。

GHG排出量報告書				
	SB-253	SEC <sup>14</sup>	CSRD	ISSB
最初の報告書	2026	TBD <sup>15</sup>	組織構造によって異なり、最も早い報告は2025年に開始される	IFRS S1号およびIFRS S2号 <sup>16</sup> は2024年1月1日に発効し、各法域に委任される
対象企業	上場および非上場企業	上場企業	上場および非上場企業	各国の法域規制の適用を条件とする
スコープ1およびスコープ2	必須	必須	重要性評価 <sup>17</sup> に基づく	必須
スコープ3	必須	重要性があるまたは登録者が削減目標を設定している場合にのみ要求される	重要性評価 <sup>18</sup> に基づく	必須
保証	限定的保証の後、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量について合理的保証を行う スコープ3の保証要求事項は2027年までに決定される	限定的保証の後、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量について合理的保証を行う スコープ3のGHG排出量は保証しない	報告初年度から報告されるすべてのサステナビリティ情報に対する限定的保証	法域の規制を受ける

13この表は、様々な気候情報開示規制における特定の指標と要求事項のハイレベルな比較を提供します。ただし、要約形式のため、表はすべての範囲または開示シナリオを考慮していません。他の既存または提案されている気候情報開示規制に関する追加情報については、[その他の資料の項](#)をご参照ください。

14 SEC気候ルールが提案されていますが、まだ最終化されていません。表中のすべての内容は提案された規則に基づいており、変更される可能性があります。

15提案されたSECの実施スケジュールでは、large accelerated filerは2024年に最初の報告が求められます。しかし、SECの提案に反映されたタイムラインは、最終的なSEC規則のタイムラインとは異なる可能性が高いです。

16 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般要求事項」、IFRS S2号「気候関連開示」

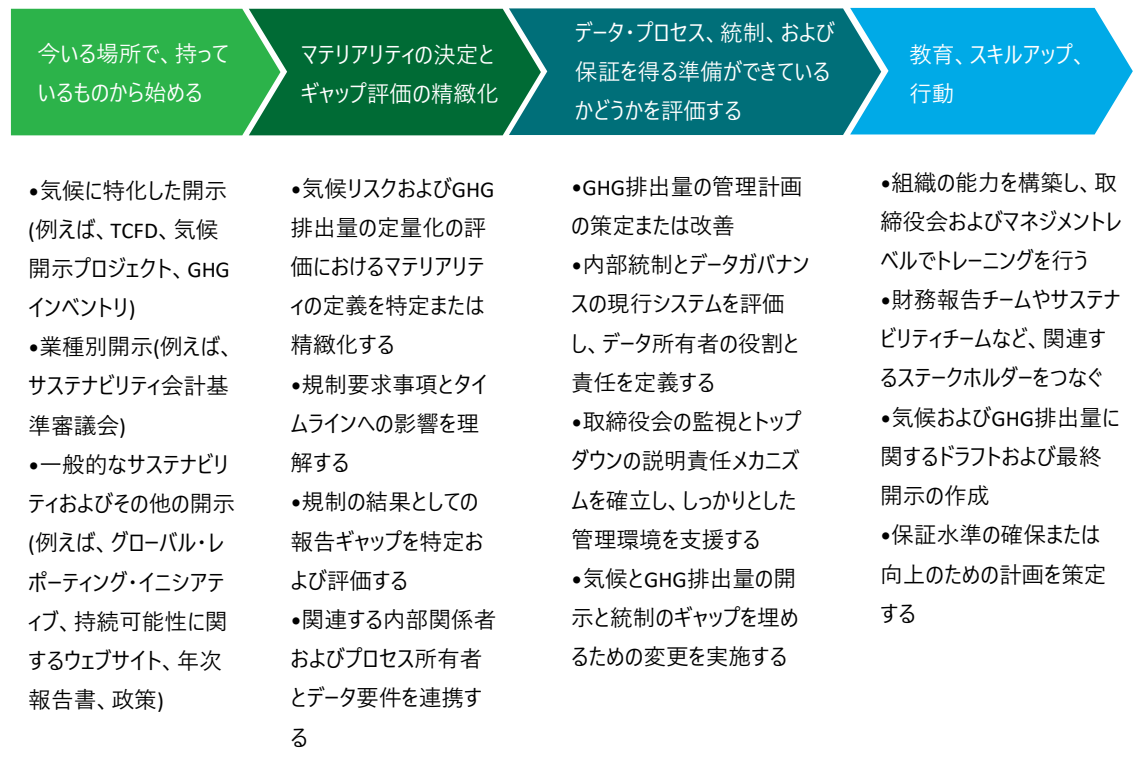
17 CSRDは、インパクトと財務の両面から重要性を評価することを求めています（「ダブルマテリアリティ」として知られる概念）。

18脚注17をご参照ください。

定性的な気候関連情報開示	SB-261	SEC19	CSRD	ISSB
最初の報告書	2026年1月1日	TBD <sup>20</sup>	組織構造によって異なり、最も早い報告は2025年に開始される	IFRS S1号およびIFRS S2号は2024年1月1日に発効し、各法域に委任される
気候ガバナンスおよび戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>TCFDシナリオ分析:要</li> <li>気候関連のリスクと機会:要</li> <li>レジリエンス戦略:要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TCFDシナリオ分析:無</li> <li>気候関連のリスクと機会:リスクは必須、機会は任意</li> <li>レジリエンス戦略:要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TCFDシナリオ分析:要</li> <li>気候関連のリスクと機会:要</li> <li>レジリエンス戦略:要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TCFDシナリオ分析:要</li> <li>気候関連のリスクと機会:要</li> <li>レジリエンス戦略:要</li> </ul>
気候リスク管理	要	要	要	要
保証	なし	なし	報告初年度から報告されるすべてのサステナビリティ情報に対する限定的保証	法域の規制を受ける

### 企業への配慮

米国で気候情報開示の義務化が現実のものとなったことで、企業は保証に対応した気候報告の準備を急速に加速させる必要があります。カリフォルニア州で事業を行う企業にとって、気候に関する考慮事項をガバナンス、リスク管理、戦略に統合し始めるのは今です。以下において、企業が保証に対応した気候情報の作成に向けて行動を開始する際のいくつかの考慮事項を概説します。



- 気候に特化した開示 (例えば、TCFD、気候開示プロジェクト、GHGインベントリ)
- 業種別開示(例えば、サステナビリティ会計基準審議会)
- 一般的なサステナビリティおよびその他の開示 (例えば、グローバル・レポートング・イニシアティブ、持続可能性に関するウェブサイト、年次報告書、政策)

- 気候リスクおよびGHG排出量の定量化の評価におけるマテリアリティの定義を特定または精緻化する
- 規制要求事項とタイムラインへの影響を理解する
- 規制の結果としての報告ギャップを特定および評価する
- 関連する内部関係者およびプロセス所有者とデータ要件を連携する

- GHG排出量の管理計画の策定または改善
- 内部統制とデータガバナンスの現行システムを評価し、データ所有者の役割と責任を定義する
- 取締役会の監視とトップダウンの説明責任メカニズムを確立し、しっかりとした管理環境を支援する
- 気候とGHG排出量の開示と統制のギャップを埋めるための変更を実施する

- 組織の能力を構築し、取締役会およびマネジメントレベルでトレーニングを行う
- 財務報告チームやサステナビリティチームなど、関連するステークホルダーをつなぐ
- 気候およびGHG排出量に関するドラフトおよび最終開示の作成
- 保証水準の確保または向上のための計画を策定する

19 脚注14をご参照ください。  
20 脚注15をご参照ください。



## その他のリソース

- [Heads Up—#DeloitteESGNow—EUの企業サステナビリティ報告指令に関するよくある質問](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—グローバルESG開示基準の収束：ISSB、IFRS S1号およびIFRS S2号を最終化](#)
- [iGAAP in Focus—Sustainability Reporting:ISSB、初のIFRS Sustainability Disclosure Standardsを発行](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—COSOフレームワークを活用したサステナビリティ報告に関する内部統制\(ICSR\)の構築](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—情報開示の熱が高まっている：サステナビリティおよび気候レポートの国際標準化に向けた動き](#)
- [Heads Up—気候情報開示要求事項に関するSEC提案規則の包括的分析](#)

## 連絡先



**Eric Knachel**  
Audit&Assurance  
Partner  
Deloitte & Touche LLP  
+1 203 761 3625  
[eknachel@deloitte.com](mailto:eknachel@deloitte.com)



**Kristen Sullivan**  
Audit&Assurance  
Partner  
Deloitte & Touche LLP  
+1 203 708 4593  
[ksullivan@deloitte.com](mailto:ksullivan@deloitte.com)



**Brenna Vanderloop**  
Audit&Assurance  
Partner  
Deloitte & Touche LLP  
+1 612 397 4271  
[brvanderloop@deloitte.com](mailto:brvanderloop@deloitte.com)



**Mark Strassler**  
Audit&Assurance  
Managing  
Director  
Deloitte & Touche LLP+1  
415 783 6120  
[mstrassler@deloitte.com](mailto:mstrassler@deloitte.com)



**Christine Haman**  
Audit&Assurance  
Senior Manager  
Deloitte&Touche LLP  
+1 504 376 4902  
[chhaman@deloitte.com](mailto:chhaman@deloitte.com)



**Michael Miller**  
Audit&Assurance  
Senior Manager  
Deloitte & Touche LLP  
+1 805 358 4840  
[mmillar@deloitte.com](mailto:mmillar@deloitte.com)



**John Tripodi**  
Audit&Assurance  
Senior  
Manager  
Deloitte & Touche LLP  
+1 917 573 9813  
[jotripodi@deloitte.com](mailto:jotripodi@deloitte.com)



**Ashley Frambach Baker**  
Audit&Assurance  
Manager  
Deloitte & Touche LLP  
+1 650 245 9345  
[aframbachbaker@deloitte.com](mailto:aframbachbaker@deloitte.com)

## 財務担当役員向け説明会

お客様のビジネスに影響を与える重要な開発に関する貴重な洞察を提供する、デロイトのライブWebキャストである"[Dbriefs](#)"にご参加ください。『財務担当者向け報告書』シリーズで扱っているトピックは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどである[財務担当者向け報告書](#)シリーズで扱っているトピックは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどである。また、Dbriefsは、CPEクレジットを取得するための便利で柔軟な方法を提供します。

## 定期購読

Dbriefを購読する場合、またはデロイトの会計・報告サービス部門が発行する会計出版物を受け取る場合は、[My.Deloitte.com](#)で登録してください。

## デロイト会計研究ツール

豊富な情報を手元に置いてください。Deloitte Accounting Research Tool (DART) は、会計および財務に関する開示資料の包括的なオンラインライブラリです。これには、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、SECの資料に加え、デロイト自身の会計マニュアルやその他の解釈指針や出版物が含まれています。

毎日更新されるDARTは、直感的なデザインとナビゲーションシステムを備えており、強力な検索機能とパーソナライズ機能を備えているため、ユーザーはいつでも、どのデバイスからでも、どのブラウザからでも、情報をすばやく見つけることができます。

DARTのコンテンツの多くは無料で利用できますが、加入者はデロイトのFASB会計基準法典化マニュアルのようなプレミアムコンテンツにアクセスすることができます。DARTの加入者などは、最近のニュース記事や出版物、その他のDARTへの[追加情報へのリンクを提供する](#) *Weekly Accounting Roundup*を購読することもできる。詳細、またはプレミアムDARTコンテンツの30日間無料トライアルにサインアップするには、[dart.deloitte.com](#)にアクセスしてください。

注：

本資料はDeloitte & Touch LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問合せください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](#)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](#) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（[www.deloitte.com](#)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited